

営繕工事における「週休2日」工事実施要領

1. 目的

この要領は、枕崎市が発注する営繕工事において、「週休2日」工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

3. 週休2日の達成基準

(1) 完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が

28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 対象工事

対象工事は、原則として枕崎市が所管する全ての営繕工事とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

5. 発注方式

受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式）を基本とする。

また、週休2日の種別については、完全週休2日（土日）を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、月単位の週休2日、通期の週休2日とすることができる。

6. 積算方法等

(1) 補正方法

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

① 完全週休2日（土日）適用工事	労務費	1.02
	現場管理費	1.01
② 月単位の週休2日促進工事	労務費	1.02

(2) 積算及び変更方法

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、完全週休2日（土日）未達成の場合は、補正係数を(1)②に変更して減額変更する。月単位の週休2日も未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。

7. 対象工事である旨等の明示

対象工事である旨等の明示は、特記仕様書への記載により行うものとする。

8. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・受注者は、契約後、週休2日工事の実施について、工事打合簿により発注者に報告する。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「休日取得計画実績表（別紙1又は別紙2）」（以下、実績表という）を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した実績表を作成し、監督員に提出する。

② 工事着手後

- ・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実績表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。
なお、分離発注工事の場合は、実績表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された実績表により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

③ その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実績表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。

附 則

本要領は、令和8年8月1日から施行する。